

2020年5月11日

関係者各位

株式会社 若 鈴
総務部

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大に伴う対策について（その2）

当社では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況を受け、感染リスクを排除するとともに、安全に事業を継続することを最優先に考え、感染拡大防止対策を実施してまいりました。しかし、5月4日に政府の緊急事態宣言の延長に伴い、当社におきましても、更なる感染拡大防止対策を強化すべく、対策事項を更新しました。

皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けするかと存じますが、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

《 対策事項 》

1. 感染防止のための基本的な対策

（1）手洗い・咳エチケット等の徹底

- ・朝晩の体温測定、こまめな手洗い・うがい、手指アルコール消毒、咳エチケット、マスクの着用を周知する。
- ・人がよく触れる箇所や会議室等について、拭き取り・消毒を行う。

（2）日常的な健康状態の確認

- ・社員及びその同居家族に発熱、咳、倦怠感、嗅覚・味覚障害などの症状がある場合は自宅待機とする。
- ・社員は、本人及び同居家族の体調管理に十分配慮し、異変が認められた場合には直ちに会社に報告する。

（3）感染リスク軽減の徹底

- ・国内の出張においては、業務活動に支障が出ない範囲において自粛する。
- ・県外への移動、海外への渡航においては、業務およびプライベートを問わず自粛する。

（4）来客対応の対策

- ・発熱、倦怠感等の体調不良症状があるお客様には、訪問をお断りすることがあります。
- ・県外からの来客は、原則お断りします。

- ・お客様には、受付カウンター前での手指のアルコール消毒をお願いします。
- ・来客対応時には、マスクを着用します。

(5) その他の対策

- ・時間外労働の削減など、疲労が蓄積しないように配慮する。
- ・十分な栄養摂取と睡眠の確保を社員全員に周知する。

2. クラスターの発生防止のための対策

(1) 基本的な対策

- ・社内イベントは原則禁止とする。
- ・講演会、セミナー等への参加については、原則禁止とする。ただし、業務活動および教育訓練活動に支障が出ると判断される場合は、社内において協議する。
- ・プライベートで感染リスクの高いイベント等へ行くことも自粛を要請する。
- ・人が集まる場所への出入りを自粛する。
- ・お客様へのあいさつ等、業務に直接関係しない面会は自粛する。

(2) 換気の悪い密閉空間の改善

- ・職場の定期的な換気を行う。(1時間に5分の換気を2回程度を目安とする)
- ・車両での移動には、複数人での同乗を出来るだけ避け、個別での移動を励行する。

(3) 密集する場所の対策

- ・通勤時による感染リスクの軽減のため、時差出勤を行う。
- ・密接した作業空間を回避するため、支店及び営業所の空き部屋を使用して作業場所の分散を行う。
- ・社内会議においては、人数・時間を制限した上で、対人間隔の確保やマスクの着用を心掛け定期的に換気を実施する。(1時間に5分の換気を2回程度を目安とする)
- ・対面での打合せや協議を行う場合には、十分な対面距離を確保する。
- ・社外会議においては、業務活動に必要な最低限の会議のみの参加とし、参加時にはマスクの着用、手指のアルコール消毒をする。
- ・お客様との打合せは必要最小限の回数および参加人数とし、出来る限り電話、メールまたはWEB会議により対応する。
- ・打合せ参加時には、マスクの着用、手指のアルコール消毒を行う。

3. 新型コロナウイルス感染症の疑われる症状出た場合の対応

- ・社員又はその同居家族に感染の疑われる症状が出た場合、自宅待機とし、直ちにかかりつけ医又は医療機関に相談する。
- ・保健所への連絡が必要と判断された場合には、直ちに最寄りの保健所に連絡をするとともに、会社にも連絡をする。
- ・PCR 検査が不要と判断された場合、又は、PCR 検査の結果が陰性であった場合、その結

果を会社に報告し、症状が出た社員又はその同居家族が完全に体調が回復してから 2, 3 日までは自宅待機とする。

- ・会社復帰については、会社と相談の上、決定する。

4. 新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の対応

(1) 社員及び会社の対応

- ・社員又はその同居家族が陽性と判明した場合、速やかに会社に連絡し社員全員に周知する。
- ・感染者（社員又はその同居家族）及び会社は、保健所の指示に従う。
- ・保健所によって濃厚接触者と特定された者は、保健所の監視のもと 14 日間の自宅待機とする。
- ・保健所の指導のもと会社等の消毒場所を特定し、消毒を実施する。
- ・医師の判断による感染者の退院が決定した場合、保健所の判断による濃厚接触者の自宅待機解除が決定した場合、速やかに会社に連絡し、会社復帰については相談の上、決定する。

(2) 顧客様への対応

- ・社員又はその同居家族が陽性と判明した場合、速やかに現在契約中の顧客様全てに状況説明を行う。
- ・現在契約中の業務について、今後の業務継続等についての協議を行う。

5. その他

- ・社員の家族において、臨時休校等の措置で出社が困難な場合は、一定期間の特別休暇を付与する。
- ・陽性等に対して、不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを社員全員に周知する。

なお、上記対応は現時点のものであり、今後の状況変化により、適切に対応を行います。

以上